



平成 21 年 2 月 10 日

各 位

会 社 名 ザインエレクトロニクス株式会社
代表者の役職名 代表取締役社長 飯塚 哲哉
(JASDAQ・コード番号:6769)
問い合わせ先 取締役経営企画部長 高田 康裕
電 話 番 号 0 3 - 3 2 7 0 - 0 6 6 6

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 10 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 21 年 3 月 27 日開催予定の第 17 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1)平成 21 年 1 月 5 日に「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)(以下「決済合理化法」という。)が施行され、振替制度への移行が行われたことに伴い、所要の変更を行うものであります。
- (2)端株制度を廃止することに伴い、名義書換代理人の規定ならびに端株、端株主および端株原簿に関する文言を削除するため、所要の変更を行うものであります。
- (3)以上の変更に伴い、条数等について所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更案の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 3 月 27 日
定款変更の効力発生日	平成 21 年 3 月 27 日

以上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第 7 条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 8 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p><削 除></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 7 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第 9 条 当社は、端株につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p>3 当社の端株原簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、端株の買取りその他端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p><削 除></p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第 10 条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、端株原簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、端株の買取り、その他株式および端株または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 8 条 当社の株式および新株予約権に関する取扱いは、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>

(基準日)

第 11 条 当社は、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者、もしくは同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主をもって、その権利を行使することができる株主、登録株式質権者または端株主とすることができる。

第 12 条～第 43 条

<条文省略>

(剰余金の配当)

第 44 条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。

2 当社は、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者および毎年 12 月 31 日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を行う。

(中間配当金)

第 45 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録の株主および登録株式質権者および毎年 6 月 30 日の最終の端株原簿に記載または記録の端株主に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。

(基準日)

第 9 条 当社は、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主、登録株式質権者とすることができる。

第 10 条～第 41 条

<現行どおり>

(条数のみ 2 条ずつ繰り上げる)

(剰余金の配当)

第 42 条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。

2 当社は、毎年 12 月 31 日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を行う。

(中間配当金)

第 43 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記録の株主および登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。

<p><新設></p>	<p>(附則)</p> <p><u>第1条</u> <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第2条</u> <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで効力を有し、翌日をもって前条および本条を削るものとする。</u></p>
-------------------	--